国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの		
研究所、試験所等の副所長（これに相当する者を含む。）で内閣総理大臣が定めるもの 宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員 一　内舎人、上皇内舎人及び東宮内舎人 二　式部副長（内閣総理大臣が定めるものを除く。）及び式部官 三　鷹師長及び鷹師 四　主膳長及び副主膳長 皇宮警察学校教育主事 在外公館に勤務する職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する行政職俸給表㈠又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。）及び外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるもの 海技試験官 原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員 一　上席原子力防災専門官 二　原子力防災専門官 三　原子力艦放射能調査専門官 四　上席放射線防災専門官 五　統括核物質防護対策官 六　主任安全審査官 七　主任監視指導官 八　原子力運転検査官 九　主任原子力専門検査官 十　原子力専門検査官 国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの	六十三年	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和五年四月一日から施行する。

行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの		
研究所、試験所等の副所長（これに相当する者を含む。）で内閣総理大臣が定めるもの 宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員 一　内舎人、上皇内舎人及び東宮内舎人 二　式部副長（内閣総理大臣が定めるものを除く。）及び式部官 三　鷹師長及び鷹師 四　主膳長及び副主膳長 皇宮警察学校教育主事 在外公館に勤務する職員（一般職の職員の給与に関する法律に規定する行政職俸給表㈠又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。）及び外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるもの 海技試験官 原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員 一　上席原子力防災専門官 二　原子力防災専門官 三　原子力艦放射能調査専門官 四　上席放射線防災専門官 五　統括核物質防護対策官 六　主任安全審査官 七　主任監視指導官 八　原子力運転検査官 九　主任原子力専門検査官 十　原子力専門検査官 国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの	六十三年	